

令和4年度における 環境配慮契約法基本方針等の 検討方針・課題等について（案）

- I. 電気の供給を受ける契約
- II. 建築物に係る契約
- III. 産業廃棄物の処理に係る契約
- IV. 令和4年度及び中期の基本方針等検討
スケジュール（案）

令和3年12月14日

- I. 電気の供給を受ける契約
- II. 建築物に係る契約
- III. 産業廃棄物の処理に係る契約
- IV. 令和4年度及び中期の基本方針等
検討スケジュール（案）

I. 電気の供給を受ける契約

令和4年度の電力専門委員会における検討事項等

1. 効果的な環境配慮契約（裾切り方式）の検討

- ① 排出係数しきい値の引下げの方向性等の検討
- ② 加点項目の整理・見直し等

2. 再エネ電力の最大限導入に向けた検討

- ① 再エネ電力の最大限導入に向けた取組
- ② 再エネ電源の種類の見直し
- ③ 再エネ電力の普及促進に向けた取組

3. 環境配慮契約未実施機関への対応

- ① 環境配慮契約の実施率の向上に向けた取組の検討
- ② 環境配慮契約未実施機関・施設の公表

4. その他

- ① 沖縄電力供給区域における環境配慮契約の手法の検討
- ② 総合評価落札方式の導入可能性に係る継続的な検討

1. 効果的な環境配慮契約（裾切り方式）の検討

① 排出係数しきい値の引下げ方向性等の検討

- 排出係数しきい値引下げの方向性としては、エネルギーミックスに整合する新たな2030年度における排出係数※と整合を図る
 - 小売電気事業者の予見可能性へ配慮し、2030年度に向けた引下げの絵姿を示すことが必要
 - ➔ 全国一律の上限値である排出係数しきい値を引下げるとともに、排出係数しきい値の範囲で供給区域別に裾切り基準（配点例）を適切に設定することで2030年度に向け排出係数の低減を図る
- ※ 「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」を前提に算出すると排出係数は
0.25kg-CO₂/kWh

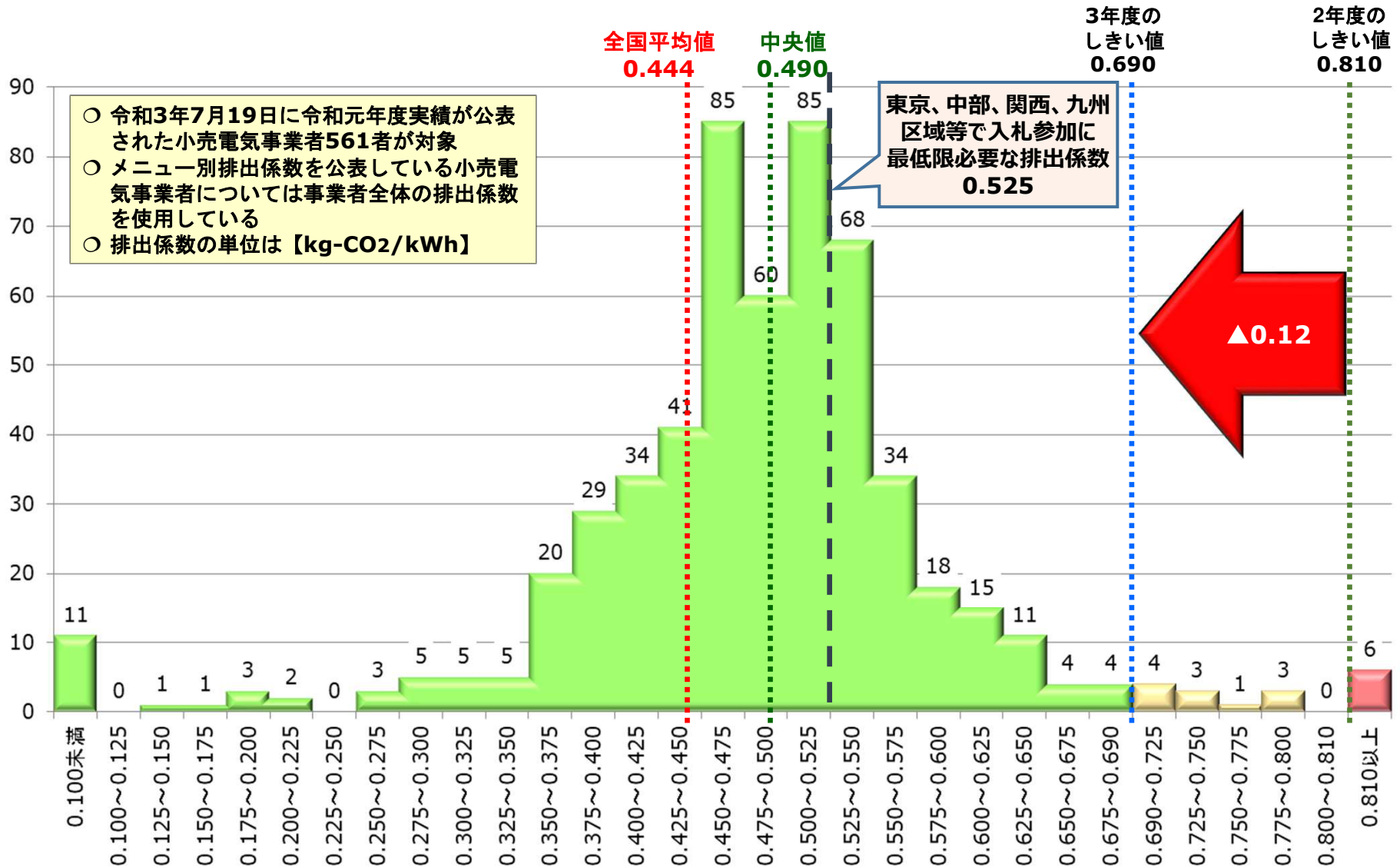


以下の点を踏まえ排出係数しきい値の引下げのあり方及び具体的な引下げ方針を検討・提示

- ✓ 今後公表される令和2（2020）年度における小売電気事業者の排出係数の実績
- ✓ エネルギーミックスに整合する2030年度排出係数及び再エネ比率の目標等を勘案

【参考】小売電気事業者の令和元年度の調整後排出係数の分布

- 令和3年度の契約時に用いられた調整後排出係数の度数分布は下図のとおり
- 令和3年度から排出係数しきい値を**0.12kg-CO₂/kWh**（3年分）引下げ



【参考】令和3年度における供給区域別裾切り配点例

- 供給地域別の裾切り基準のうち排出係数の配点（100点満点中70点）は以下の表のとおり。例えば、再エネ導入状況で満点の20点、未利用エネ活用状況で満点の10点を獲得した場合、入札資格資格（70点）を得るためには、排出係数で最低40点が必要

➡ 東京電力PG等5供給区域において40点を獲得するために満たすべき排出係数は 0.525kg-CO₂/kWh未満

調整後排出係数 (kg-CO ₂ /kWh)	北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州
0.375 未満	70	70	70	70	70	70	70	70	70
0.375 以上 0.400 未満	70	70	65	65	70	65	70	65	65
0.400 以上 0.425 未満	70	65	60	60	65	60	70	60	60
0.425 以上 0.450 未満	70	60	55	55	60	55	70	55	55
0.450 以上 0.475 未満	70	55	50	50	55	50	70	50	50
0.475 以上 0.500 未満	70	50	45	45	50	45	70	45	45
0.500 以上 0.525 未満	65	45	40	40	45	40	65	40	40
0.525 以上 0.550 未満	60	40	35	35	40	35	60	35	35
0.550 以上 0.575 未満	55	35	30	30	35	30	55	30	30
0.575 以上 0.600 未満	50	30	25	25	30	25	50	25	25
0.600 以上 0.625 未満	45	25	20	20	25	20	45	20	20
0.625 以上 0.650 未満	40	20	20	20	20	20	40	20	20
0.650 以上 0.675 未満	35	20	20	20	20	20	35	20	20
0.675 以上 0.690 未満	30	20	20	20	20	20	30	20	20
0.690 以上 （令和3年度）	0								

1. 効果的な環境配慮契約（裾切り方式）の検討

② 加点項目の整理・見直し等

■ 現行の加点項目は評価内容、配点・重み付け等について引続き検討を実施

- 「エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会」において省エネに係る効果的な情報提供や事業者の取組の評価方法のあり方について、令和4年4月からの制度※運用に向け具体的な進め方の議論が行われているところ
- ※ 省エネコミュニケーション・ランキング制度
- 小売電気事業者へのアンケート調査（供給区域別配点例の作成に活用）により、需要家に対する情報提供等の取組や加点項目への意向等を把握
- 令和3年度の環境配慮契約締結実績調査（令和4年4月～6月実施予定）において調達者の加点項目の使用状況等を把握



加点項目の内容等について必要性を含めとりまとめ、令和5年度の裾切り基準に反映

- ✓ 加点項目の必要性、評価項目・評価内容、省エネコミュニケーション・ランキング制度等の活用可能性、重み付け等を検討

2. 再エネ電力の最大限導入に向けた検討

① 再エネ電力の最大限導入に向けた取組

- 政府実行計画の2030年度までの再エネ電力比率の目標である60%を目指し、計画的・継続的に調達電力の再エネ比率を上げることが必要

② 再エネ電源の種類の見直し

- 調達電力の「再エネ電力比率」を制度化するためには、再エネ電源に係る定義の見直しが必要



最低限の再エネ電力比率を仕様書に示すこと及び再エネ電力比率を計画的・継続的に上げることを以下の事項を踏まえ検討

1. 再エネ電源の定義（大型水力の取扱いを含む）

- 国及び独立行政法人等が調達する電力の種類に関する検討
- 裾切り方式における評価や他の制度・計画等との整合性の確保に関する検討

2. 非化石証書の取扱い（トラッキングの有無、非FIT再エネ指定等）

- 上記1を踏まえた非化石証書の取扱いに関する検討

3. 調達電力の再エネ電力比率の計画的・継続的引き上げ

- 再エネ電力比率の目標である60%以上の早期達成に向けた取組に関する検討
- 再エネ電力の導入に資する契約内容等に関する検討

2. 再エネ電力の最大限導入に向けた検討

③ 再エネ電力の普及促進に向けた取組

■ 再エネ電力の導入状況の把握・分析及び情報提供

- 国及び独立行政法人等の再エネ電力の供給区域別の調達量・割合、メニュー、電源等の把握・分析、先進事例・優良事例（再エネに限らず環境配慮契約を含めた事例）の収集・整理及び情報提供
- 調達者向けに仕様書等の入札手続・契約内容に係る情報、確認すべき事項等に関して、ひな型等の使いやすい形式で提供
- 小売電気事業者の再エネ電力メニューに関する情報提供の仕組みを検討



小売電気事業者の再エネ電力メニューの登録・公表の仕組み、調達者向けの契約関連情報の提供等に係る検討

- ✓ 再エネ電力メニューの具体的な登録内容としては連絡先、メニュー名称、供給区域、供給量・供給要件等の制限の有無及び内容、電源及び証書の内訳等
- ✓ 調達者向けの契約関連情報の提供については前述2①の「再エネ電力の最大限導入に向けた取組」と併せて検討

3. 環境配慮契約未実施機関への対応

① 環境配慮契約の実施率の向上に向けた取組

■ 相対的に実施率の低い独立行政法人等への普及促進方策の検討

- 下記②の未実施機関の公表と併せ、優良事例、参考情報の提供に関する検討

② 環境配慮契約未実施機関・施設の公表

■ 環境配慮契約未実施機関・施設の報告内容に対する確認

- 令和2年度の環境配慮契約未実施機関に対して報告内容の確認・精査中
- 内容の照会・確認後、可能な限り早期に未実施機関を公表



令和4年度も引続き環境配慮契約未実施機関への対応を実施

- ✓ 令和3年度環境配慮契約締結契約実績の調査後、速やかに未実施機関・施設を公表
- ✓ 独立行政法人等に対する環境配慮契約に関する情報提供等を実施
- ✓ 本年度より実施する未実施機関の公表による実施率の向上の有無の確認
- ✓ 未実施機関における今後の取組に対する回答を踏まえたフォローアップの実施

4. その他

① 沖縄電力供給区域における環境配慮契約の手法の検討

- 環境配慮契約の対象外としている沖縄電力供給区域について系統が連携していない等の地域特性を踏まえ、実施可能な手法を検討

② 総合評価落札方式の導入可能性に係る継続的な検討

- 二酸化炭素排出係数の低減、再エネ電力比率の目標達成に向け、より効果的で適切な契約方法について、総合評価落札方式を含め検討



引続き沖縄電力供給区域における環境配慮契約のあり方（評価項目・評価方法等）について検討

- ✓ 国及び独立行政法人等における電気の供給を受ける契約の実施状況の確認
- ✓ 沖縄県や那覇市などの地元の地方公共団体に対する現状確認及び協力依頼
- ✓ 沖縄電力を始め小売電気事業者に対し、区域内の排出係数低減、再エネ導入に関する取組、今後の方向性等の確認及び協力依頼

総合評価落札方式の導入可能性について継続的に検討

- ✓ 国及び独立行政法人等、地方公共団体等における事例調査の実施
- ✓ 総合評価落札方式の導入に向けた課題整理、契約方式、評価項目・基準等の検討

- I. 電気の供給を受ける契約
- II. 建築物に係る契約
- III. 産業廃棄物の処理に係る契約
- IV. 令和4年度及び中期の基本方針等
検討スケジュール（案）

Ⅱ. 建築物に係る契約

令和4年度の建築物専門委員会における検討事項等

1. 建築物に係る契約の対応の方向性等

- ① 建築物の設計に係る契約における対応の方向性
 - ② 建築物の維持管理に係る契約における対応の方向性
 - ③ 建築物の改修に係る契約における対応の方向性
 - ④ 建築物に係る契約（設計、維持管理及び改修）の連携による相乗効果の発揮
- 建築物の企画段階の重要性

2. 建築物に係る契約の整理の方向性

3. 建築物のライフサイクルにおける対応の方向性等

1. 建築物に係る契約の対応の方向性等

① 建築物の設計に係る契約における対応の方向性

- ➔ 環境配慮型プロポーザル方式の実施率の向上
- ➔ 建築物のZEB化の目標達成に向けた設計段階における一層の取組の推進

対応の方向

- 環境配慮契約の更なる実施率の向上のための方策の検討
 - ➔ 環境配慮型プロポーザル方式の未実施理由の把握及び内容の精査
- 建築物のZEB化、再生可能エネルギーの活用に向けた環境配慮型プロポーザルの技術提案のテーマ設定について検討
 - ➔ 政府実行計画においてZEB化の目標達成に向けた省エネ対策の徹底及び再生可能エネルギー（太陽光発電設備の設置等）の最大限の活用が求められていることを踏まえ、より適切な技術提案につながるテーマを設定すること
- 官庁施設整備に適用する基準類の見直しの内容の環境配慮契約への反映

1. 建築物に係る契約の対応の方向性等

② 建築物の維持管理に係る契約における対応の方向性【1/2】

- データ計測・指標・情報の蓄積等の重要性
- 運用改善等の提案、契約方法等の改善

対応の方向【1/2】

■ 環境配慮契約の更なる実施率の向上のための方策の検討

- 建築物の維持管理に係る契約における発注者に有効な事例の収集・整理及び適切な情報提供
- 環境配慮契約の未実施理由の把握及び内容の精査、対応方策の検討

■ データ計測・分析、評価指標等に関する検討

- 維持管理に関するデータ計測・分析の推奨及び強化、データ分析等への専門家の活用方策
- 維持管理の成果を評価するための定量的指標の設定及び継続的な把握・分析に関する検討
- 既存建築物への対策を含め、建築物の基本的な属性別（目的・用途、規模、面積）のベンチマークとして活用可能な指標の検討
- コミッショニング、エコチューニング等の運用改善における省エネ・脱炭素の手法の活用方策及び優良事例の提供

1. 建築物に係る契約の対応の方向性等

対応の方向【2/2】

- **建築物の維持管理に係る契約における発注者向けの省エネ・脱炭素対策等のメニュー化に関する検討**
 - 建築物の維持管理に係る契約における発注者に有効な事例の収集・整理及び適切な情報提供【再掲】
 - 発注者向けの運用段階における省エネルギー・脱炭素の取組・対策の把握・整理及びメニュー化に向けた検討
- **運用改善に向けた契約方式・契約方法等に関する検討**
 - 業務内容、契約方式に対応した入札参加資格、評価項目・評価内容等の検討
 - 複数年契約の課題及び解決方策の検討
 - 複数施設の一括発注（バルク方式）の検討

1. 建築物に係る契約の対応の方向性等

③ 建築物の改修（ESCO事業及びESCO事業以外）に係る契約における対応の方向性

- 改修に活用するための日常的なデータ計測・分析の必要性
- 改修に当たっての設備等のダウンサイジングの重要性
- 省エネルギー効果の保証に関する提案

対応の方向

■ 建築物の特性に応じた改修について検討

- 改修計画・設計における運用段階の施設・設備等のデータの活用方策（専門家の活用を含む）の検討（運用実績の改修への活用・提案）
- **ESCO**事業成立のための要件等の整理（**ESCO**事業に適した施設等）
- **ESCO**事業以外の改修事業に関する検討

1. 建築物に係る契約の対応の方向性等

④ 建築物に係る契約（設計、維持管理及び改修）の連携による相乗効果の発揮

- 環境配慮契約法の枠組みで対応可能な対策・取組等について導入可能性（課題、実装の容易性、期間等）を踏まえた導入の優先順位の検討
- 建築物のライフサイクルの各段階において実績のある対策・取組等の連携及び再整理

対応の方向

■ 対策・取組等の連携、データ・情報の分析・共有等について検討

- 政府実行計画に掲げられた温室効果ガス削減目標、建築物に関連する目標等の達成に向けて徹底した省エネルギー対策、再生可能エネルギーの最大限の導入のための検討（国等の率的取組）
- 発注者向けの省エネ・脱炭素に係る対策等のメニュー化の検討
- 建築物の維持管理に係るデータ計測・分析結果等の他の契約類型への展開・活用に関する検討
- ➔ ライフサイクルの各段階におけるデータの活用場面を想定したバックキャストによる必要データの整理、当該データ収集を実行するための設計への反映及び専門家活用も含めた取得データの最大限活用策等データを介した各段階での連携が重要

1. 建築物に係る契約の対応の方向性等

○ 建築物の企画段階の重要性

企画段階は環境配慮契約法の直接的な対象範囲ではないが、以下の観点からその重要性について専門委員会において指摘がなされたところ

- 建築物に求める要求性能の達成の観点
- 建築物のライフサイクル全体を見据えた指標やデータ計測・分析の観点

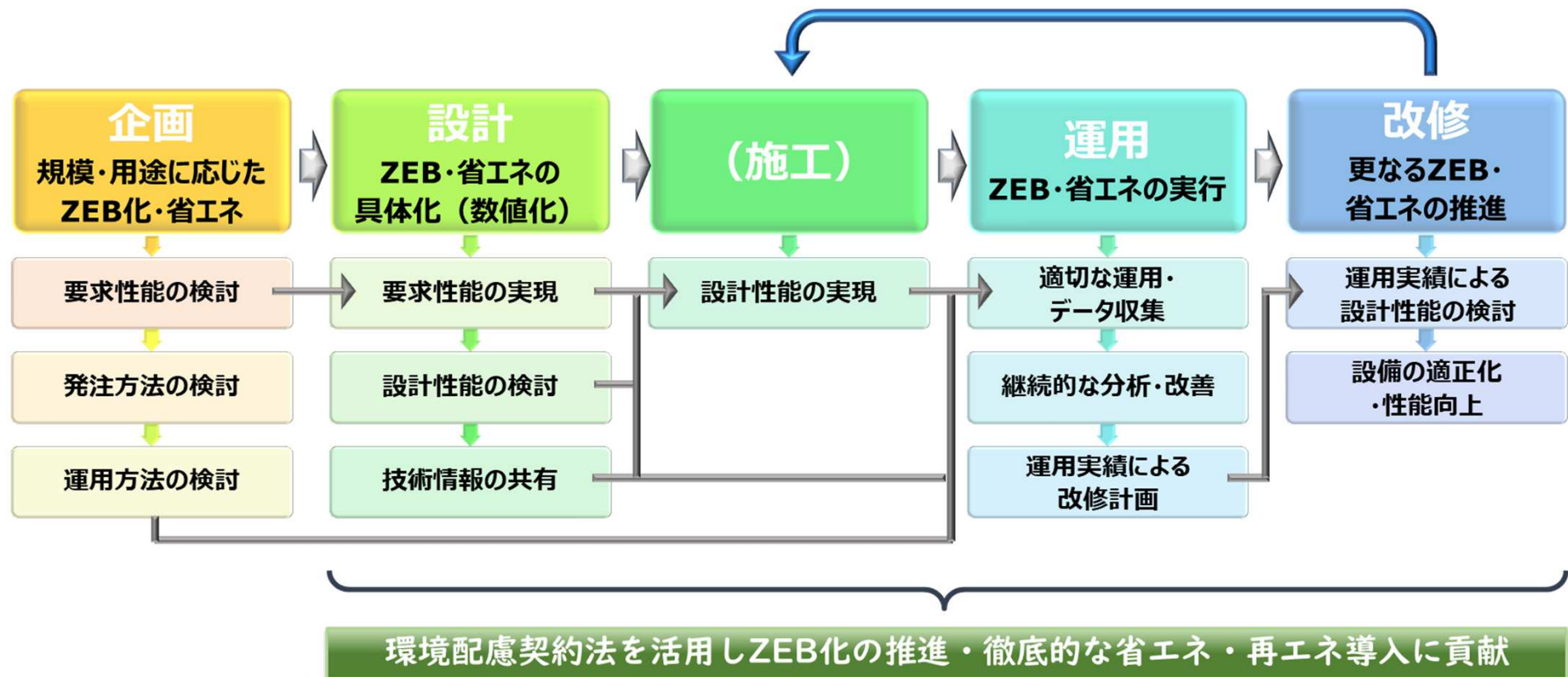
対応の方向

■ 企画段階の重要性に鑑み、以下の事項について検討

- 新築の場合だけではなく、既存の建築物においても運用改善・改修の前提となり、建築物のライフサイクルを通じた環境配慮・省エネルギー対策等の観点から、建築物に対する要求性能の明確化等を促すための方策を検討
- 運用段階におけるデータ計測・分析、継続的改善を図るための適切なデータ収集の仕組みについて検討
- ➔ 各段階における必要データ及び専門家の活用を含めたデータ分析・検証について、各段階で共通認識を持つため、要求性能を示す企画・設計要件書 (OPR : Owner's Project Requirement) が重要

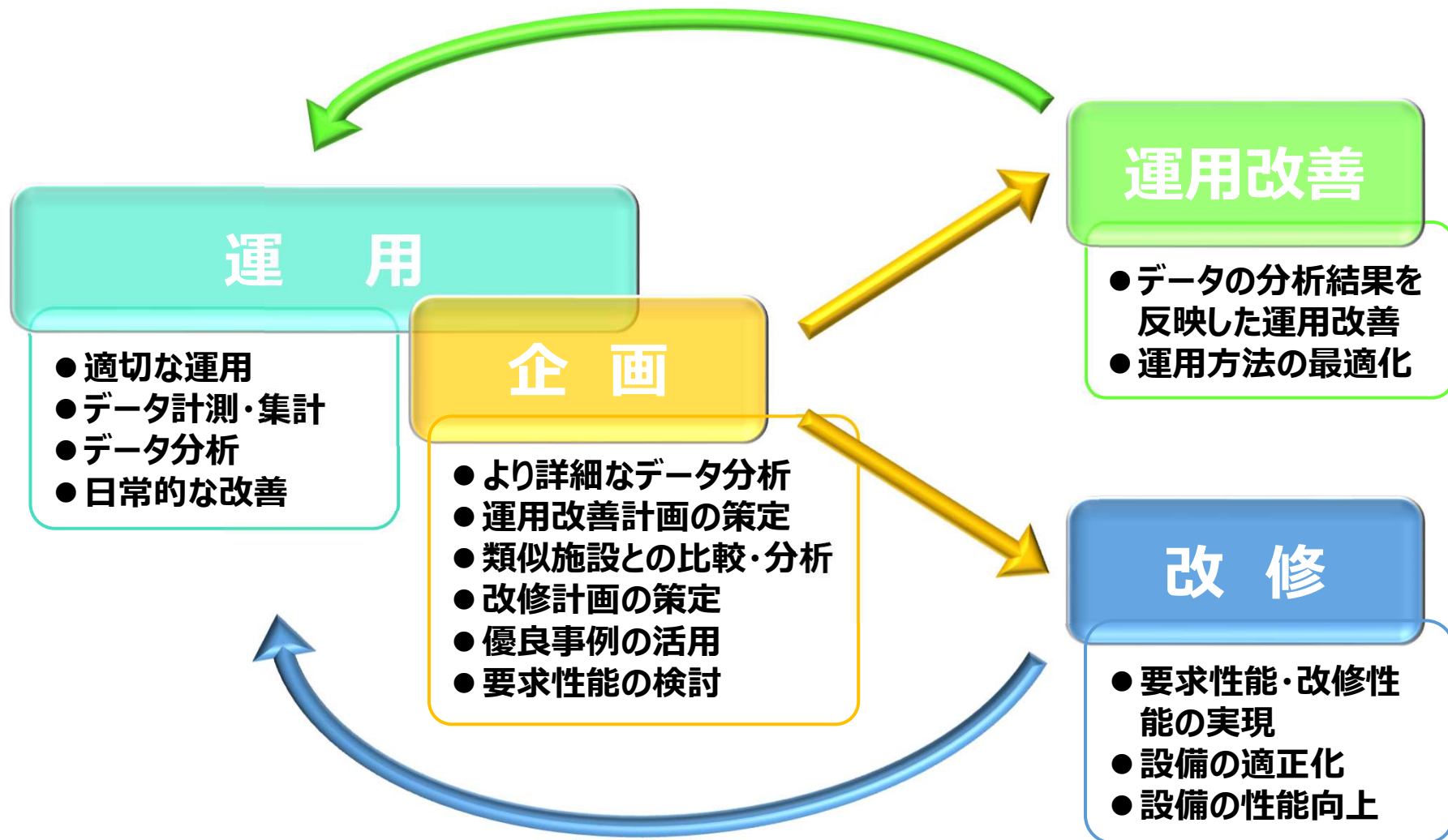
【参考】新築の建築物に係る契約の効果的な連携のイメージ

新築の建築物のZEB化・省エネ・再エネ導入等に貢献するため建築物に係る3つの契約類型が建築物のライフサイクルにおいて効果的・有機的に連携し温室効果ガスの排出削減・脱炭素を推進



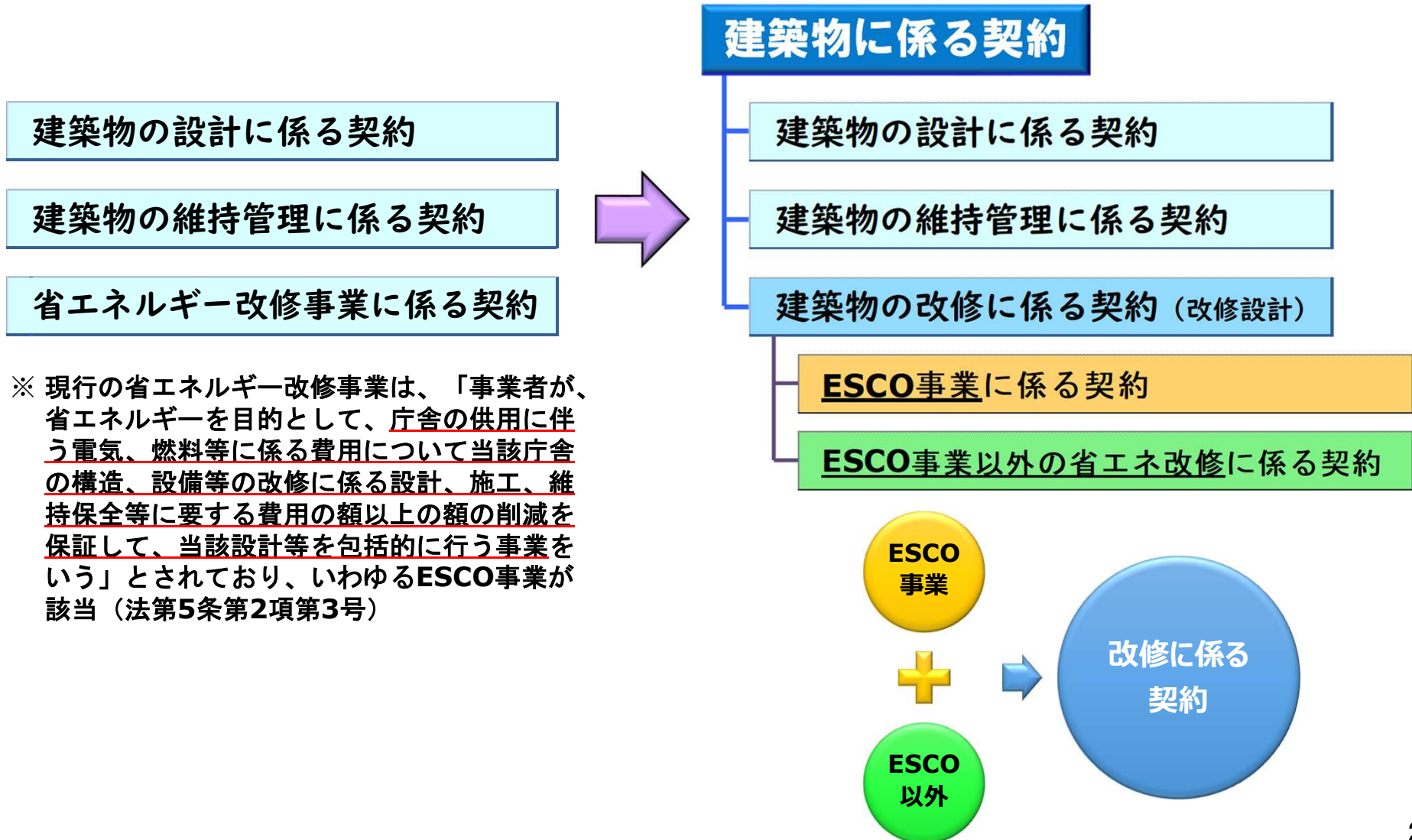
【参考】既存の建築物に係る契約の効果的な連携のイメージ

既存の建築物は運用段階におけるデータ計測・分析等を通じた運用改善に取り組むとともに、改修に向けてデータを活用



2. 建築物に係る契約の整理の方向性

- 建築物に係る3契約類型を統合し、建築物の改修に係る契約にESCO事業以外を追加【第2回基本方針検討会に提示】



3. 建築物のライフサイクルにおける対応の方向性等

段 階	対応の方向性等
企 画	<ul style="list-style-type: none"> □ 建築物に対する要求性能の明確化等を促すための方策を検討 □ 運用段階におけるデータ計測・分析のための適切なデータ収集の仕組みの検討
設 計	<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境配慮契約（環境配慮型プロポーザル方式）の更なる実施率の向上のための方策の検討 ○ ZEB化、再エネの活用に向けた環境配慮型プロポーザルの技術提案のテーマ設定の検討 ○ 官庁施設整備に適用する基準類の見直しの内容の環境配慮契約への反映
運 用	<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境配慮契約の更なる実施率の向上のための方策の検討 ○ データ計測・分析、評価指標等に関する検討 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 維持管理に関するデータ計測・分析の推奨及び強化、データ分析等への専門家の活用 ➢ 維持管理の成果を評価するための定量的指標の設定及び継続的な把握・分析に関する検討 ➢ コミッショニング、エコチューニング等運用改善に向けた省エネ・脱炭素の手法活用及び事例提供 ○ 維持管理に係る契約における発注者向けの省エネ・脱炭素対策等のメニュー化に関する検討 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 発注者に有効な事例の収集・整理及び適切な情報提供 ➢ 発注者向けの省エネルギー・脱炭素の取組・対策の把握・整理及びメニュー化に向けた検討 ○ 運用改善に向けた契約方式・契約方法等に関する検討 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 業務内容、契約方式に対応した入札参加資格、評価項目・評価内容等の検討 ➢ 複数年契約、複数施設の一括発注（バルク方式）に向けた課題・対応等の検討
改 修	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建築物の特性に応じた改修について検討 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 改修計画・設計における運用段階の施設・設備等のデータの活用方策の検討 ➢ ESCO事業成立のための要件等、ESCO以外の改修事業の環境配慮契約への反映
契約類型間の連携	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建築物に係る契約（設計、維持管理及び改修）の連携による相乗効果の発揮 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 国等の優先的実行（政府実行計画に掲げられたZEB化を図るための対策・取組等） ➢ 発注者向けの省エネ・脱炭素に係る対策等のメニュー化の検討 ➢ 維持管理に係るデータ計測・分析結果等の他の契約類型への展開・活用に関する検討

○環境配慮契約法において検討

□法の枠外であるがライフサイクルにおける重要性を踏まえ検討

- I. 電気の供給を受ける契約
- II. 建築物に係る契約
- III. 産業廃棄物の処理に係る契約**
- IV. 令和4年度及び中期の基本方針等
検討スケジュール（案）

Ⅲ. 産業廃棄物の処理に係る契約

令和4年度の検討事項等

■ プラスチック資源循環の促進に関する検討

- 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）」が令和3年6月に公布され、令和4年4月に施行予定
- 製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進することとしており、排出事業者に対してはプラスチック廃棄物の排出の抑制やその再資源化等が求められているところ。国等においても排出事業者として、プラスチック廃棄物の排出の抑制とともに、その再資源化等を率先して実行することが必要
- プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等の促進に関する排出事業者の判断の基準となるべき事項等を定める省令も含まれる「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行令案」等の内容を踏まえ取組を検討



環境配慮契約の観点から、国等においてプラスチック廃棄物の排出抑制、再資源化等の促進につながる取組について、同法に基づく排出事業者向けの判断の基準及び今後取りまとめられるガイドブック等を参考とし、令和4年度に整理・検討の上、解説資料に反映

- I. 電気の供給を受ける契約
- II. 建築物に係る契約
- III. 産業廃棄物の処理に係る契約
- IV. 令和4年度及び中期の基本方針等
検討スケジュール（案）**

IV. 令和4年度の基本方針等検討スケジュール（案）

- | | |
|------------------------------|---------------|
| ○ 提案募集 | 4月中旬～5月中下旬 |
| ○ 電力専門委員会（第1回） | 5月下旬～6月上旬 |
| ○ 建築物専門委員会（第1回） | 6月上旬 |
| ◆ <u>環境配慮契約法基本方針検討会（第1回）</u> | <u>7月上旬</u> |
| ○ 電力専門委員会（第2回） | 8月上旬 |
| ○ 建築物専門委員会（第2回） | 8月下旬 |
| ○ 電力専門委員会（第3回） | 9月下旬 |
| ○ 建築物専門委員会（第3回） | 10月上旬 |
| ◆ <u>環境配慮契約法基本方針検討会（第2回）</u> | <u>10月中下旬</u> |
| ○ 各省事前協議 | 10月下旬～ |
| ○ パブリックコメント | 11月上旬～12月上旬 |
| ◆ <u>環境配慮契約法基本方針検討会（第3回）</u> | <u>12月中下旬</u> |
| ○ 各省協議 | 12月下旬～ |
| ○ 基本方針閣議決定 | 2月上旬 |
| ○ 基本方針説明会 | 2月中旬～3月中旬 |

IV. 中期の基本方針等検討スケジュール（案）

契約類型	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和12年度 (2030) までの予定
電気の供給を受ける契約	<p>排出係数しきい値の方針検討</p> <p>加点項目の見直しの検討</p> <p>専門委員会設置</p>	<p>排出係数しきい値導入</p> <p>排出係数しきい値の引下げ検討</p> <p>加点項目の整理、見直しの必要性及び見直し内容等の検討</p> <p>再エネ比率の向上及び再エネ電力の最大限導入に向けた検討 再エネ電源に係る検討</p> <p>総合評価落札方式の導入可能性に係る検討</p> <p>専門委員会設置</p>	<p>排出係数しきい値の継続的な引下げ及び新たな引下げ検討を受けた運用の実施</p> <p>未実施機関の公表（令和2年度契約締結実績分から開始）</p> <p>排出係数しきい値の引下げ方向性等の検討</p> <p>専門委員会設置</p>	<p>▲46%と整合した排出係数しきい値の絵姿</p> <p>強化された排出係数しきい値による運用</p> <p>新たな加点項目及び電気事業者の取組を踏まえた見直しの検討</p> <p>導入条件、評価方式・項目等に係る検討</p> <p>専門委員会設置</p>	<p>加点項目の見直しの反映、実施</p> <p>再エネ電力の調達の実施</p> <p>専門委員会設置検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> 排出係数に関連する他の制度等の進捗を踏まえ、専門委員会の設置、しきい値の強化 加点項目の整理及び機動的な見直し 再エネ電力の最大限導入に係る検討 裾切り方式の配点例については事務局において毎年適切に設定 総合評価落札方式導入可能性の継続的検討
建築物に係る契約（設計、維持管理及びESCO）	<p>維持管理契約導入</p>	<p>契約実績調査・分析等</p> <p>設計・維持管理・改修が連携した仕組みの検討</p>	<p>専門委員会設置</p>	<p>検討結果の基本方針等への反映</p> <p>実施状況等を踏まえ連携のあり方検討</p> <p>専門委員会設置</p>	<p>検討結果の実施</p> <p>専門委員会設置検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> 建築物に係る契約の効果的な連携のあり方に関する検討 検討状況等を踏まえ専門委員会の継続設置
自動車の購入及び賃貸借に係る契約		<p>次世代自動車等への対応の検討</p>	<p>検討結果の基本方針等への反映、実施</p> <p>総合評価の算定方法の検討</p>	<p>新たなトップランナー基準や市場動向により検討</p> <p>専門委員会設置検討</p>	<p>専門委員会設置検討</p>	<p>検討内容等を踏まえ必要に応じ専門委員会を設置</p>
産業廃棄物の処理に係る契約及び船舶の調達に係る契約		<p>関係法令等の見直しに伴う対応検討</p>	<p>検討結果の基本方針等への反映、実施</p> <p>プラ循環法成立に伴う対応検討(産廃処理)</p>	<p>他の基準や市場動向により必要に応じ検討</p> <p>専門委員会設置検討</p>	<p>専門委員会設置検討</p>	<p>検討内容等を踏まえ必要に応じ専門委員会を設置</p>

凡例： 実施項目 検討内容 専門委員会設置 専門委員会設置検討

※ 各年度における専門委員会の開催の要否及び検討内容等については基本方針検討会において決定